

# 九州国立博物館キッチンカー出店事業者公募説明書

令和4年3月

福岡県立アジア文化交流センター広報課

## 目次

|    |             |   |
|----|-------------|---|
| 1  | 公募の目的       | 2 |
| 2  | 公募内容        | 2 |
| 3  | 営業内容        | 2 |
| 4  | 店舗設置        | 3 |
| 5  | 使用許可にかかる条件等 | 4 |
| 6  | 報告・調査       | 5 |
| 7  | 参加資格        | 5 |
| 8  | 参加申込み       | 5 |
| 9  | 質問の受付及び回答   | 6 |
| 10 | 申請書の提出      | 6 |
| 11 | 審査・選定方法     | 7 |
| 12 | 選定後の手続き     | 7 |
| 13 | 提出先：問い合わせ先  | 7 |
| 14 | その他         | 7 |
|    | 参考データ       | 8 |

### 【添付書類】

- ・配置図
- ・様式1・・・参加申込書
- ・様式2・・・質問書
- ・様式3・・・企画提案書

## 1 公募の目的

九州国立博物館（以下「当館」という。）は、東京、奈良、京都に続く4番目の国立博物館として平成17年に開館し、これまでに1700万人を超える来館者をお迎えしています。

このたび、レストラン・カフェが休業している間の来館者へのサービス向上と館の魅力向上のため、当館敷地内におけるキッチンカーの出店事業者を公募するものです。

なお、出店事業者は福岡県立アジア文化交流センター（以下「県」という。）と行政財産使用許可申請の手続きを行うこととします。

## 2 公募内容

### (1) 出店事業者数

5事業者程度（ただし出店日を調整の上、1日あたりの出店数は2店程度とする）

### (2) 出店場所

九州国立博物館の外構広場（太宰府市石坂4丁目7-2）

※別紙「配置図」を参照。

### (3) 出店期間

令和4年5月から令和5年3月31日（金）、ただし休館日を除く。

### (4) 出店日時

出店期間中における開館日のうち、出店事業者との調整で決定する。

原則として午前10時から午後5時まで（午後3時までの設置を必須とする）。

### (5) 出店内容

キッチンカーの出店。ただし、県内の保健所が発行する営業許可証の範囲内の飲食物に限り、酒類は当館からの依頼がない限り販売できない。

### (6) 出店にかかる費用等

ア 当該月の出店予定日を決定後、当館において使用する面積（キッチンカーだけでなく、のぼりやゴミ箱の設置にかかる面積を含む。）と出店日数に応じた使用料を算定する。  
出店事業者は当館の発行した納付書により、指示する期日までに納入すること。（納入した使用料は原則として返還しない）

なお、博物館諸設備経費を別途徴収することがある。

【参考】㎡あたり月額使用料125円（税込）程度

イ 仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等その他必要とされる一切の経費は、出店事業者の負担とする。

## 3 営業内容

### (1) 営業日・時間等

#### ア 営業日

原則として、出店期間中における開館日とする。

休館日：月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日）、年末（12月24日～12月31日）、その他、設備点検等のため臨時休館とする場合がある。

※営業日であっても、雨天・荒天等来館者の利用が見込まれない場合は、当館と協議の

うえ営業の可否を判断する。

イ 営業日の決定

出店当該月の前月初旬に事業者へ出店希望日調査を行い、事業者の希望や出店頻度、実績等をもとに調整した後、当該月の前月中旬にスケジュールを通知する。

ウ 営業時間

原則として、午前10時から午後5時までとする。

午前10時には商品を提供できるようにし、午後3時までは必ず出店しておくこと。

※ 開館時間の変更等がある場合は当館と協議のうえ、営業時間を短縮または延長することができる。

(2) 販売内容

販売品目及び販売価格については、出店者の企画提案に基づき、当館と協議のうえ決定するものとする。

販売品目に見合った適切な価格を設定すること。

(3) 商品・材料等の仕入及び調理・加工・取扱

食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

なお、キッチンカー利用者に販売した商品に瑕疵があった場合は、出店者がすべての責任を負うものとする。

(4) キッチンカーの搬入・搬出

キッチンカーの搬入及び搬出（移動）の際は、来館者に十分注意すること。搬出入の時間及び搬入場所等の詳細は当館と協議のうえ決定するものとする。

(5) 廃棄物の処分・清掃等

ア 使用済み容器等は、出店者の責任で適切に回収するとともに、廃棄物等（ゴミ・汚水）は専用のごみ箱を設置するなどにより、出店者の責任において処分し、当館敷地内に溜め置かないこと。また、設置場所周辺の清掃を行うこと。

イ 文化財の保護のため館内での食事はできず、飲み物の持ち込みも水筒やペットボトルなど蓋のあるものに限られるため、来館者に注意を促すこと。

## 4 店舗設置

(1) キッチンカーの設置

ア 出店に係る電力、水、その他出店に必要な一切の機器及び什器等は、出店者が用意するものとし、設置・維持管理・撤去に係る費用および移動に要する経費等は出店者の負担とする。

イ 当館が許可した場所以外への貼り紙、看板等の表示または掲出は認めない。

ウ 営業時の呼び込みやBGMは、小音量で来館者や周辺住民等が不快に感じない範囲とし、キッチンカーの外観やのぼり等について、当館が風致・景観を害すると判断した場合には是正を求めることがある。

(2) 防火・防災・防犯対策

ア 出店者は自ら必要な防火・防災対策等を適切に実施すること。火災発生等により当館に損害を与えた場合は、速やかに弁済する責を負う。

イ 出店者は自ら必要な防犯対策を行い、金銭は自己責任において管理すること。当館は、金品等の盗難等による被害の責任は一切負わない。また、釣銭等は出店者が用意すること。

(3) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い、関係法令上諸官庁への申請・届出等が必要な場合は、適切に行うものとし、申請・届出等の状況を当館に報告すること。

## 5 使用許可にかかる条件等

(1) 本募集は選定された事業者に出店機会を約束するものではなく、販売品目、販売価格等により、選定された事業者の出店頻度には多寡が生じることがある。

(2) 食品衛生法その他の関係法令を遵守し、衛生管理および感染症対策を徹底すること。

(3) 事故や苦情等については、事業者の責任において対応するとともに、直ちに福岡県立アジア文化交流センター所長へ連絡すること。

(4) 使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(5) 県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

(6) 使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。

(7) 使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(8) 使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに福岡県立アジア文化交流センター所長に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。

(9) 次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第 238 条の 4 第 9 項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。

ア 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

イ 許可条件に違反したとき。

ウ 申請者が虚偽の申請を行い、使用許可を受けたとき。

エ 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に記載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)又は使用人)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と判明したとき。

オ 使用許可を受けた申請者が、暴力団にとつて有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。

(10) 使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、福岡県立アジア文化交流センター所長が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (11) 県が地方自治法第 238 条の 4 第 9 項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。
- (12) 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。
- (13) 許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。

## 6 報告・調査等

出店者は、毎月の売上・商品販売数等について、翌月 10 日までに当館に書面をもって報告すること。なお、当館は随時に出店者に対して必要な報告を求め、本業務の実施に関して指示できるものとする。

## 7 参加資格

参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 営業に係る許可（保健所への申請等）を得ている者であること。
- (2) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）各項に該当しない者。
- (4) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しない者。
- (6) 国税及び地方税、市民税等を滞納していない者
- (7) 過去 3 か年以内に食品衛生法にかかる処分を受けていない者
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。また、これらの者に利益若しくは便宜の供与等を行っていないこと。

## 8 参加申込み

### (1) 提出書類

- ・参加申込書（様式 1）
- ・営業許可証の写し
- ・食品衛生責任者の資格を証するものの写し

### (2) 提出期限

令和 4 年 3 月 22 日（火）

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までとし、県の休

日には受領しない。郵送の場合は必着とする。

(4) 辞退について

参加申込み後の辞退は、書面（任意様式。ただし、ファクス不可）により令和4年3月29日（火）17時00分までに電話連絡の上、提出すること。

## 9 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式2）を3月25日（金）17時00分までにファクスまたは電子メールにて提出すること。

（FAX：092-929-3276 電子メール：[kouhou@kyuhaku.jp](mailto:kouhou@kyuhaku.jp)）

(2) 質問に対する回答

参加申込者に対し、令和4年3月29日（火）17時00分までにファクス又は電子メールで回答する。

## 10 企画提案書の提出

公募に参加しようとする者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

| 提出書類   | 部数 | 法人 | 個人 |
|--|----|----|----|
| 1 企画提案書（様式3）                                   | 7部 | ○  | ○  |
| 2 誓約書  | 1部 | ○  | ○  |
| 3 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）                        | 1部 | ○  |    |
| 4 定款・寄付行為その他これに準じるもの                           | 1部 | ○  |    |
| 5 住民票  | 1部 |    | ○  |
| 6 市町村民税の滞納がないことの証明書（直近分）                       | 1部 | ○  | ○  |
| 7 出店に使用するキッチンカーの車検証の写し<br>※リースの場合は、リース契約書一式の写し | 1部 | ○  | ○  |
| 8 生産物賠償責任保険・施設賠償責任保険等の証明書の写し                   | 1部 | ○  | ○  |
| 9 事業概要書（会社案内でも可）                               | 1部 | ○  | ○  |
| 10 役員等一覧（役職、氏名、生年月日、性別）                        | 1部 | ○  | ○  |

※ 3、5については、発行後3か月以内のもの（写し可）とする。

(2) 提出方法

13に記載する場所に持参すること。（平日9時00分から17時00分までとし、県の休日には受領しない。）

(3) 提出期限

令和4年4月8日（金）17時00分

(4) 提出にあたっての注意事項

ア 提出された書類等は、応募者の選定にのみ使用します。

イ 提出された書類等は返却しません。

ウ 応募にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。

エ 応募・使用許可手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とします。

## 1.1 審査・選定方法

### (1) 審査方法

選定委員会において審査し、得点の高かった上位5者程度を選定します。ただし、応募事業者数が10者以上となった場合は、広報課において事前審査を行う場合があります。

なお、選定にあたっては得点のほか、販売品目に偏りがないよう調整します。

### (2) 審査項目

審査は下記の項目により実施します。

| 審査項目         |                                    | 配点  |
|--------------|------------------------------------|-----|
| 事業の安定性       | 収支計画<br>事業実績<br>法令遵守               | 25  |
| 店舗構成         | 車輛の外観・装備<br>販売品目、価格設定<br>キッチンカーの特徴 | 30  |
| 安全衛生対策       | 食品衛生対策<br>環境衛生（廃棄物の回収・処理方法等）       | 20  |
| 営業上の配慮事項     | 接客サービス、クレーム対応、災害時対応                | 20  |
| 当館に出店を希望する理由 |                                    | 5   |
| 合計           |                                    | 100 |

## 1.2 選定後の手続き

審査で選定された事業者との間で、行政財産使用許可の手続きを行います。

## 1.3 提出先：問い合わせ先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課 担当：南

〒818-0118 太宰府市石坂4-7-2 九州国立博物館内

電話番号 092-929-3271

ファクス 092-929-3276

電子メール kouhou@kyuhaku.jp

## 1.4 その他

- (1) 本説明書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定め

るところによるものとする。

- (2) 出店者は、契約上又は営業上知り得た当館の秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。
- (3) 本公募における売上本数及び売上実績額は、参考データとして公表する場合がある。

**【参考データ】**

- (1) 九州国立博物館来館者数と駐車場台数

|      | H30 年度  | R1 年度   | R2 年度   | R3 年度<br>(～R4.2 月末) |
|------|---------|---------|---------|---------------------|
| 来館者数 | 約 89 万人 | 約 83 万人 | 約 15 万人 | 約 20 万人             |

※駐車場台数 東側：79 台、南側：234 台

※R2.2.27～R2.6.1 は臨時休館期間

- (2) 売上実績

今回は新規出店のため、データはありません。